

成尋をめぐる宋人：「參天台五臺山記割記」二の二：法黨の影

著者	藤善 眞澄
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	31
ページ	19-33
発行年	1998-03-31
その他のタイトル	The Sungians around Jyojin 成尋：the shadow of old and new factions
URL	http://hdl.handle.net/10112/16232

成尋をめぐる宋人——「參天台五臺山記劄記」二の二

——法 黨 の 影 ——

藤 善 眞 澄

一

霜雪飢腸苦一生

霜雪飢腸 苦しむこと一生

姪禪潤色也多情

禪に姪したしみ色まぶに潤したむ また多情

多情夜々半山月

多情たり夜々 半山の月

吟興胸襟無惠卿

吟は胸襟に興り 惠卿無し

一休宗純（一三九三—一四八一）の「贊王荆公」と題した一首である。¹⁾王荆公すなわち王安石が宿病に苦しんだことは有名であるが、晩年の生活は前半生と同様に経済的にも恵まれた状況ではなかった。しかも自ら招いたとはいえ政争に心身をさいなまれ、批判の嵐に呻吟する日々であった。半山つまり金陵の鍾山に閑居してからは禪に親しみ詩文にふけることに専ら意を注いだ。鍾山の月に心を澄ます日々を送るにつれ、胸襟を開くように禪吟の沸くところ、すでに彼の嫌悪すべき呂惠卿へのこだわりも消えてなくなつた。王安石が煩

わしい俗事を逃れて佛道にいそしんだ晩年の心境を忖度しながら、一休が呈した贊辭である。

日中關係史の中でも、わが國の中國文化受容に限定していえば、文物とりわけ文字を介した受容が時代を越えて壓倒的な比重を占めている。それは文化交流の上で往々にして認められる現象であり、往來が極端に制限されていた時代には、ほとんど唯一の手段といつてもよかつた。大陸文化攝取のほとんどを文獻に頼らねばならなかつた一休の如き知識人達にとつて、文獻の持つ意味はとてつもなく大きい。それ故に彼らが手にし親しむ典籍や撰著者の志向に左右され易いのもまた事實である。渡航の經驗を持たない一休が「贊王荆公」の詩をものしたのも、王安石の『臨川先生文集』などに心酔したか、皮肉な見方をすると、ややもすれば佛教に背を向け批判的な態度を示しがちな司馬光や歐陽脩らと違い、「禪に姪む」信仰生活を慕つた王安石に、より身近なものを感じたからに違ひなからう。天龍寺夢窓の弟子であり、海を渡つて台州・福州をめぐる紅巾の

亂にあい歸國した觀中中諦（一三四二〜一四〇六）にもまた「贊王荆公」詩がある。ただ彼の場合あるいは元朝治下の空氣を反映しているのかも知れない。²⁾

王安石研究の專家である東一夫氏の指摘にもあるとおり、³⁾ 五山文學の粹を集めた珠玉篇『翰林五鳳集』では、王安石をめぐる詩五十餘首、詩僧も三十名を下らないが、それらの中、王安石を評價する詩は七首、禪僧六名、反對に司馬光を詠んだ詩は六三首、二十名、蘇東坡にいたっては一一九首、二五名にのぼり、かつ王安石のものは批判の詩僧が壓倒的に多くなっている。その理由として芳賀幸四郎氏は、五山禪林内で讀まれていた典籍のほとんどが元祐黨人の文集であったことを指摘されている。⁴⁾

王安石を評價するにせよ批判するにせよ、これほどまで日本の人口に膾炙されたのは驚嘆に値する。中國文化への憧憬、飽なき知識欲に發するとはいえ當時の政治や社會、はては教團事情に至るまで考慮すべき要因は多い。⁵⁾ それにしても王安石はもちろん新舊法黨の争いが日本に紹介され關心を引くようになったのはいつか、評論の口火を切ったのは誰かなど興味つきない話題にはこと缺かない。けれども今はそれを検討する準備も餘裕もない。ただし斷言してはばからないのは、王安石を初めて日本に紹介し法黨をめぐる宋朝のシリアスな空氣を傳えた者こそ、本論に取り上げた京都岩倉の大雲寺主成尋であり、彼の旅行記『參天台五臺山記』を日本に將來した弟子達にはかならないということである。成尋らは熙寧五年（延久

四年・一〇七二）に入宋し、杭州―天台山―杭州―開封―五臺山と旅するが、時はまさに王安石による改革があいついで實施されていく直中にあつた。新法はか非かの論争だけではない。施行をめぐるトラブルさえ頻發する物情騒然ともいえる各地を旅した一行は、都開封（汴京）にもどり傳法院に滞在する。やがて神宗に謁見を許されたばかりか、救命によって後苑の瑤津亭に粉壇道場をしつらえ、早魃に苦しむ宋人のため雨を祈って成功し、大いに面目を施すことになった。當然、貴顯との交りも生じてくる。

前稿において成尋の旅行記から、最初の上陸地である杭州および巡禮地天台山の在所台州に限って、貼付されていたとおぼしい公移や牒文に現われる官人の身元を洗い、埋もれていた蘇東坡と成尋の邂逅を掘り起こしておいた。⁶⁾ その主たる目的は杭・台州官衙の人的構成について、中國史料の脱落した部分を補いながら、あわよくば法黨の争いを兩地方に窺おうとするものであつた。本稿はそのあとを受けて舞臺を震源地でもある汴京に移し、成尋が直接交渉のあつた政府の要人達に的をしぼり、同様の手法を用い法黨の影を垣間みようとするものである。

二

杭州に上陸した成尋一行は、ひとまず杭州府の公移を得て通事陳詠に伴われ天台山に向い國清寺に滞在する。天台に留錫中、台州を通じて五臺山巡拜の敕許を申請し、神宗の格別のはからいにより、

旅銀はもとより得替によって都へ還る崇班の鄭珍を遣わされ、彼の世話と、これまた救命を受けた沿路の州軍の加護を蒙りながら汴京に到達するのである。これら官人達と接觸する最中、否應なく政界の事情を耳にしたことであろう。あるいは長路の旅において鄭崇班より、今や權勢ならびなき感を強くしつつあった王安石と、彼の改革をめぐる舊法黨との激しい相克圖を聞かされたはずである。

汴京に到着した直後の熙寧五年十月二十二日、一行は參内し神宗に謁見を許された。また翌年四月二日には、隨行五人の歸國および成尋の天台行にあたり、朝辭のため崇政殿に伺候している。この折にも王安石にまみえる機会があったのではと想像を逞しくするものの、残念ながら一切言及するところはない。ただ幸いなことに、次のような牒文が添付されており、王安石にかんする貴重な資料の一つとなっている。

熙寧六年四月四日條に付す神宗から成尋に授けられた善慧大師の師號に關する牒文である。三月二十三日、師號を賜わる旨の宣示が中書に下されたことを勾當御藥院傳法院事の李舜舉から慈濟大師智攷を介して傳えられ、翌日には傳法院の司家に中書へ師號拜授の文狀を書いてもらい準備萬端整えてあった。三月二十七日には梵才三藏から善慧大師の號とは別に「小師二人には紫衣の聖旨下る」と耳うちされており、頼縁と快宗の兩人に對する同様の紫衣下賜の牒があったはずである。歸國する兩人が自らの手で携行することでもあり、敢て付記しなかったのかも知れない。また末尾に書き込んだ

成尋をめぐる宋人

「印多々也」の文字により、かなり所司の官職や姓名が略され、重要ポストの三名のみを書寫したことを思わせる。

この後に續けて、杭州上陸よりこのかた一行の通事をつとめてきた陳詠が、出家入道することを願ひ出て剃髮得度の許可申請を行っていたのに對し、尙書祠部に認可する旨と法名を悟本と稱する宣示が下ったとの牒文が書寫されてある。

中書門下 牒

日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主傳燈大法師位賜紫成尋

牒奉

敕宣 特賜號善慧大師 牒至准

敕故牒

熙寧六年三月 日 牒

禮部侍郎參知政事王在名

右諫議大夫參知〔政〕事馮在判京

禮部侍郎平章事王在判安石 王將軍也 印多々也

中書門下 牒尙書祠部

中書門下奏 據傳法院乃至敷奏 本院 遂具奏聞 奉

聖旨 送中書

牒奉

敕 陳詠依所乞 宜令尙書祠部 特與剃度 依例出給文牒 仍

〔賜〕法號悟本及關牒 傳法院牒上(至) 〔事須〕准

敕 故牒

熙寧六年三月 日 牒

禮部侍郎參知政事 王押

右諫議大夫參知政事馮押

禮部侍郎平章事王押

この經緯については同月十二日條に

尙書祠部牒

准

敕〔劉子〕節文 中書門下奏 據傳法院狀 據明州通事客人陳

詠狀 昨於慶曆八年內 本州市舶司給得公牒 往日本與販(販)

前後五廻 又蒙杭州〔轉〕運司公文 差送日本國僧 赴闕朝見

日夕常見日本〔阿〕闍梨精勤佛事 欲乞剃頭爲僧 與日本〔阿〕

闍梨爲弟子 終身念佛 報答國恩 奉

敕 陳詠依所乞 宜令尙書祠部 特與剃度 依例出給文牒 仍

賜法名悟本

牒具如前 其上件賜名悟本 事須准

敕 出給剃度文牒者 故牒

熙寧陸年肆月 日 書令史鄭押 牒⁷

尙書如前長
命戒牒

左(右) 諫議〔大夫〕同前

とあり、長く通事をつとめ朝な夕な成尋に仕え起居を共にする間、成尋のひたむきな求道心と佛徳にふれて剃髮得度し弟子となつて「終身念佛し國恩に報答せん」と願ひ出たというわけである。陳詠が治平二年(一〇六五)に日本へ渡り交易中のところ、成尋らと知りあつた次第はすでに杭州の公移に記載されているが、⁸右牒文の慶曆八年(一〇四八)とは杭州市舶司の公牒を最初に取得した年であらう。前後五回にわたつて東シナ海を往復した彼が、しかも老母を殘し妻子を棄てて出家するのであるから、よほどの事情と覺悟があつてのことと違ひない。四月五日、領受したばかりの善慧大師賜紫成尋名で書かれた陳詠のための「明州受戒奏狀」には、陳詠が日本僧ら五人と日本に渡り、二年後に歸國することの許可を願ひ出ているのである。¹⁰

論をもとに戻そう。師號の牒にある位記「禮部侍郎參知政事王某」は熙寧三年十二月に參知政事となつた王珪である。また陳詠の剃度を認可する中書門下牒の位記も同じく王珪と、王珪より三箇月前に參知政事を拜命した馮京、最後が王安石となる。なお陳詠の尙書祠部牒にいう「尙書如前長命戒牒」⁹「左(右) 諫議同前」とは去る四月三日條に沙彌長命に受戒して僧となすの戒牒が給付されており、そこには

尙書侍(祠)部郎中充集賢校理同判大(太)常兼禮儀事兼同判

王安國

右諫議大夫知制誥同知(通)進銀臺司兼門下封駁事集賢院兼
尚書禮部兼同判王益柔

とある。したがって尚書祠部牒もかく記されてあったものを略出し
たにすぎない。

王珪と馮京については次節に略傳を紹介する。王益柔(一〇一五
—八六)は字を勝之といい、仁宗朝の參知政事王曙の次子である。

彼は王安石に反對の立場をとり司馬光と親近の關係であつたらしい。
司馬光が『資治通鑑』を讀みたいという人は多いけれども、一紙も
終えないうちに欠伸するやら睡りこけてしまふ。最後まで閲讀する
のは王勝之だけだ」と漏した口吻に、その間の事情が盛り込まれて
いる。神宗朝には判度支審院より判吏部流内銓、さらに直舍人院、
知制誥兼直學士院となり、のち龍圖閣直學士、祕書監、蔡州・揚
州・亳州の各知州、知江寧府をへて知應天府に終っている。彼の本
傳には知制誥を除き上記の職掌すべて載せられていない。¹¹⁾

王安國(一〇二八—七四)はいわずと知れた王安石の實弟である。
字は平甫。熙寧元年に韓絳の推薦を受けて召試及第し武昌軍節度推
官より西京國子監教授となつたが、神宗からの「王安石の風評如何
ん」という下問に對して「恨むらくは人を知るに明ならず、聚斂太
だ急なるのみ」と批判したといわれ、崇文院校書、祕閣校理に改め
られたのち成尋らが都を去つた翌年、四十七歳で没した。兄の新法
に非を鳴らし曾布や呂惠卿らが兄を誤まらせていることを難じた

成尋をめぐる宋人

いわれる。王安石が宰相をやめた直後、呂惠卿に官を奪われ田里に

放還という憂き目を見ている。¹²⁾『王平南文集』六十卷があり、現
存するのは『四庫全書』珍本第六集の『王校理集』一卷である。¹³⁾ 王安

石自ら筆をとつた「王平甫墓誌」にも本傳の官歴に著作佐郎と大理
寺丞を加えるにすぎず、成尋が傳えたこの「長命戒牒」は王益柔の

場合と同様に、王安國の經歷を知る貴重な史料であり、中國側の闕
を補なうものといえる。ただ「尚書侍部郎中」は王益柔の尚書禮部

と戒牒の性格よりして尚書祠部郎中と改めるべきであり、同判大常
は同判太常寺のことに違いない。¹⁴⁾ 『長編』によれば崇文院校書より

著作佐郎・祕閣校理になつたのは王安石の政敵である參知政事の馮
京と王珪の薦擧によるものというが、それは熙寧六年十一月十九日、
「長命戒牒」に遅れること七箇月以上という矛盾さえきたしている。¹⁵⁾

さて師號牒の末尾に付す「王將軍也」は王安石についての注記で
ある。周知のように王安石は字を介甫(もしくは介父)、本貫の撫

州(江西省)臨川縣にちなむ臨川先生を號としている。また江寧府
(南京)に晩年を送り、鍾山と金陵城の半ばあたりに居を構えたこ

とから冒頭の一休詩にみたような半山の號も知られている。¹⁶⁾ このほ
か元豐元年(一〇七八)つまり再び幸執より退き江寧府に住して三

年目、舒國公に封ぜられたことにより王舒公、同三年荆國公に改封
されたことから王荆公の呼び名があり、哲宗時代におくられた諡號

によつて王文公と呼ばれもする。彼が青年時代を父とともに過し、
父母の墳墓の地でもあり、晩年には隱棲の地として選んだほど慣れ

親しんだ金陵の地を宋代の文人達が呈して王金陵と呼んだのが愛稱であろうか。東一夫氏の『王安石事典』をはじめ先人達のおびただしい作品にも「王將軍」の稱謂はどこにもみえないのである。

成尋の日記中、もう一箇所、同様に王將軍の呼稱を用いたところがある。それは汴京をあとに明州へ向うべく南下し、揚州に滞在した熙寧六年五月四日條にみえる。二日に揚州に到着した一行は中日を、印刷されたばかりで充分に乾いていない顯聖寺印本の新經百餘卷の曳干に費し、この日に揚州府衙へ挨拶に向った。『北宋經撫年表』巻四によれば當時の知揚州は前年再び任じられた馬仲甫となつてゐるが、必ずしも決定的とはいひ難い¹⁷。ともかく「知府給事中は鬚髮最も皓好」という彼に響應を受けたのち、慈覺大師圓仁が滞在した揚州開元寺、さらに壽寧寺に參詣ののち食事をすませ、今度は龍興寺に向った。

龍興寺は鑿眞が住していた寺として著名であり、その大佛殿に參拜したあと

次いで管内僧正賜紫惠禮の院に參ず。點茶兩度、湯一度。丁寧
に禮拜す。答拜し了んぬ。王將軍安石の大碑を立つ。

と述べている。この管内僧正賜紫惠禮は一行が上京する折、揚州佛教界のリーダーとして副僧正の壽寧寺住持惟雅らとともに揚州安賢亭に出迎えた舊知の閑柄であった。兩人の文狀が貼付してあり、そ

の返禮をも兼ねての參詣であらう¹⁸。

師號牒の「王將軍也」には、あるいは後人の書き込みかとも思わせる風情がある。しかし本條の「王將軍安石大碑」は疑いもなく成尋の文である。とすれば師號牒のそれも原註として残された成尋自身のコメントということにならう。惠禮が王安石とは昵懇の閑柄であるばかりか、王安石に次のような「揚州龍興講院記」がある事實を知ればなおさら、成尋のメモと斷定してよいように思われる。

「龍興講院記」に王安石は語っている。

予、少き時、金陵に遊ぶ。浮屠の慧禮なる者、予に従いて遊べり。予、既に淮南に吏となり、而して慧禮も龍興佛舎を得て、其の徒と日々其の師の説を講ず¹⁹。

慧と惠の混用は珍らしくもなく、慧禮と惠禮が同人であろうと推測した安藤更生氏の説は正しい²⁰。したがって王安石が慧禮と交りをつ結んだのは二十歳前後である。慶曆二年（一〇四二）に進士及第して策書淮南判官に任ぜられ揚州に赴任した頃、慧禮もまた揚州龍興寺に住し、その講院を地元の蔣氏に淨財を仰ぎ百二十間の佛舎に仕立て、王安石に「講院記」の執筆を依頼したものらしい。おそらく成尋が紹介する「王將軍安石大碑」とは、この「講院記」を慧禮が碑石に刻したものであるまいか。

慧禮すなわち惠禮の院碑を王將軍安石の碑と記したのは成尋の勝

手な表現ではなからう。エトランゼの彼が創案し得る呼稱ではない。武職の経験を持たぬ王安石に贈呈される稱號でもない。とすれば將軍號は當時もっぱら巷間に流布していた俗稱、あるいは渾名の類ということになる。屋上屋に推測を架すれば阿修羅の如く新法を強引に推し進め、反対する者には容赦のない鐵槌を下し彼らを排除していく王安石のありかたを、世上の君子達が將軍になぞらえてかく呼んだ文字通り仇名の可能性がある。成尋はそれを知らず、仇名のまま採用した。他に類似を求められない現在のところ、考えられる最良の解決方法はこれしかないであろう。

三

熙寧六年二月一日、入内内侍省東頭供奉官の張士良が使者となり、神宗皇帝から日本の後三條天皇（實は前年十二月崩御し白河天皇が即位）に贈る『金泥法華經』七卷、諸色の錦二十疋が傳法院に運ばれてきた。張士良は元祐中に皇城使となり宣仁殿御藥をつとめたが、章惇による元祐舊黨人の獄が起ると同じ内官の陳衍・梁惟蘭・梁知新らと宣仁太后の怙寵をたのみ專權驕肆の振舞いがあつた罪に問われ、大逆不道をもって貶死となつた。元祐黨籍に名を列ねる彼は外國使臣の對應に巧みであつたのか、翌年には神宗時代に入って創設されたばかりの延秋坊に置かれた同文館勾當を兼ねることになる。この同文館こそ「舍宇二百七十八間、看館執役する者二十二人」という高麗國の進奉使人を接待する賓館であり、神宗の積極的な對外

成尋をめぐる宋人

政策、交易促進の意圖を示す象徴的な施設にほかならないのである。この當時、張士良自身すら、それほど烈しい黨争の渦に巻き込まれ非業の最後を遂げるなどは夢想だになつたことである。翌々三日に「蔡諫議の齋の請書來たる」とて

今、傳法院下に於いて、項（願）い請うらくは、日本國僧ら八人、今月初四日、西府第四位蔡諫議の信齋に到られんことを。

紫衣成尋、褐衣賴縁・快宗・聖秀・惟觀・心賢・善久・長命

二月 日

の請文がとどけられた。ところが當日は快宗と聖秀・心賢・善久の四名は瘡瘡の病にかかり行けず、通事陳詠をまじえた五人だけで出席することになった。齋會の次第は二つの大火舎香爐で燒香して讀經が行われ、日本の平敷座風の坐法にて三禮したのち梵唄・表白・發願文があげられ『法華經』『觀音經』が讀誦されている。成尋らには上等の絹が、通事には大瓶の酒がふるまわれたというが、注目すべきは齋中に内裏より菓子・精進物の大荷が四人の紫衣兵士によつて運ばれて來たことである。この下賜品に驚いてのことか、あるいは西府第四位の蔡諫議がなにものか知らされぬまま請文を引寫したためであろうか、成尋は齋主の名を失念していたものらしく、蔡諫議の侍人にこっそりと請文をみせてもらったところ、

樞密副使・朝散大夫・右諫議大夫蔡定

とあったと付記している。

樞密副使になった蔡定なる人物は存在しないので、おそらく音通により蔡挺の名を誤ったものであろう。西府第四位とは『長編』卷二二六・熙寧四年九月丁未條にみえる

是れより先、詔して東・西二府・各四位を建てしむ。東府第一位は凡そ一百五十六間、餘は各おの一百五十三間、東府は宰臣・參知政事に命じて之れに居らしめ、西府は樞密使・副使をして之れに居らしむ。

の兩府、すなわち中書と樞密院がこれである。

成尋一行の滞在した熙寧六年二月現在では

東府・同平章事	王安石
參知政事	馮京
參知政事	王珪
西府・樞密使	文彥博
樞密副使	吳充
樞密副使	蔡挺

の構成と順位になっていた。この席次は翌年四月に韓絳を東府第一位、呂惠卿を第二位に配してから用いられなくなるけれども、メンパーの増減に關係なく順位で呼ばれていたのは成尋の記載どおりである。なお後述するように樞密使文彥博は政争のあおりを受け、間もなく陳升之と交替することになる。

蔡挺（一〇一四—一〇七九）字は子政、子正とも書き宋城（河南省商丘）の人である。景祐元年（一〇四九）に進士及弟して虔州推官を振り出しに陵州團練推官、涇州通判、知博州、開封府推官等をへて知南安軍提點江西刑獄より陝西轉運副使、直龍圖閣待制・知慶州へと累遷した。神宗朝になると天章閣待制・知渭州から龍圖閣直學士・涇原路經略使、そして熙寧五年五月に樞密副使に拔擢されている²⁴。翌熙寧七年冬には疾に仆れ、資政殿學士・判南京留司御史臺に退き、元豐二年（一〇七九）に六六歳で没し工部尙書を贈られた。諡は敏肅。彼が涇原路經略司時代に編出した涇原地域における練兵の方法は、王安石を介して神宗に呈せられ、部將達の贊同を得て諸軍の訓練法として採用されたという。地方行政にも特異な才能を持っていた²³。ただし「誦にして多知、人の能く其の城府を窮むるもの莫し」とも傳えられ、遊泳術にたけた油斷のならない人物とみられていたようである。『裕陵邊機處分』『教閱陣圖』各一卷が藝文志にみえる。

蔡挺の齋會に招かれた五日後の二月九日、成尋は珍らしい經驗をする。敢て原文のままを引けば次のようである。

九日癸、天晴、院内來將軍齋、巳時、依レ請行向、五人前喫茶湯、樞密侍中文彦博、參政侍朗王瑋中書、參政諫議馮京中書、樞密副使諫議吳充、樞密副使諫議蔡定、如例問日本作法、以通事答了（卷六）

一行すべて招請されたのか、成尋だけ特別に招かれたのかは不明であるが、そこに顔を揃えた面々は、まさに東西兩府の首脳達であった。

齋主の來將軍が誰を指すのか不明である。史乘に登場する來姓がほとんど稀な上に、兩府のお漚々がそろって齋會に參席するほどの人物は見當らない。あるいは來を字形から朱の誤寫とみることも可能であるが、さりとて特定すべき者はいない。

ここに紹介された樞密侍中の文彦博は字を寛夫といい、汾州は介休縣の人である。仁宗の慶曆八年に同中書門下平章事、集賢殿大學士となり、皇祐三年（一〇五二）宰相の地位を退いたものの、英宗をして「朕の立てるは卿の力なり」といわしめ、「卿は朕に於いて恩有り」と感謝の言葉を發せしめた英宗・神宗兩朝の元勳である。間もなく侍中に除せられ、さらに樞密使・劍南西川節度使となった。神宗も彼を朝廷の宗臣と稱讚し重用したが、王安石との確執を次第に深めていき、成尋と邂逅した頃には、司馬光や歐陽脩らにかわって、舊法黨のリーダー的な存在にさえなりつつあった。

元豐三年（一〇八〇）にいたり太尉に拜せられ河東節度使・判河

成尋をめぐる宋人

南となったが、やがて太尉をもって致仕し、洛陽に寓居した。この時である。かの白樂天が結んだ九老會にない「洛陽耆英會」をもうけ、官位の上下を問わず、もっぱら年齒のみをもってあい集い、三々五々置酒し詩を賦して楽しんだという²⁶⁾。その生活ぶりも、あるいは新法黨に對する一種のデモンストレーションではなかったか、と思われてならない。

時はすぎ哲宗の元祐元年（一〇八六）再び舊法黨が勢いを盛り返すと、司馬光は宿徳元老として彼を薦めた。これを受けて新法嫌いの宣仁皇太后（神宗皇后）は文彦博を平章軍國重事に任じ、元祐五年に致仕するまでの間、六日一朝という特別な處遇を與えたほどである。紹聖四年（一〇九七）に九二歳の高齡で卒するまで、徹頭徹尾、新法に反對しつづけた彼は、元祐黨籍に名を列ねることになる。諡は忠烈、『文潞公文集』四十卷がある²⁷⁾。

「參政侍朗王瑋中書」とは、參知政事・中書侍郎の王珪（一〇一九―一八五）に違いない。彼は字を禹玉、諡を文恭といい成都華陽縣の人である。進士及第ののち揚州通判、直集賢院、鹽鐵判官、知制誥、知審官院、翰林學士、知開封府などを累歴、英宗の時に端明殿學士を兼ね、神宗即位とともに學士承旨となった。參知政事に拜せられたのは熙寧三年のこと。九年には同中書門下平章事、集賢殿大學士に進んでいる。元豐に入り禮部侍郎より銀青光祿大夫、さらに尙書左僕射兼門下侍郎を授けられ、哲宗の推戴にあずかって金紫光祿大夫に進み岐國公に封ぜられ、元豐八年（一〇八五）五月、六

七歳で没した。『華陽集』四〇卷が傳わるほか、『宋兩朝國史』一
二〇卷を撰述した文學の士である。彼の本傳には「其の文は閎修に
して瓌麗、自ら一家を成す」と讚え、「朝廷の大典策は多く其の手
より出で、詞林は之れを稱う」と記される。一方、朝政の中樞にい
た十六年の聞ひたすら阿臽追隨の態度に終始し、ただ「取聖旨」
「領聖旨」「已得聖旨」のみの宰執と「三旨相公」なる有難くない
ニックネームを献上されてもいる。⁽²⁸⁾優柔不斷な彼の性格を表わすと
ともに新・舊法黨の狭間で振れ動くノンセクトの苦惱と處世術を垣
間みる思いがする。

「参政諫議馮京中書」は參知政事・右諫議大夫馮京（一〇二一—
九四）である。字は當世、鄂州江夏の人。紹聖元年に七四歳で没し
司徒を贈られた。諡は文簡。郷試より廷試に至るまで首席という俊
才の持主。ちなみに王安石と同年の進士及第でもある。將作監丞、
通判荆南軍府事から直集賢院、判吏部南曹、同修起居注となり文彦
博・韓琦・范仲淹・歐陽脩らとともに仁宗朝の名臣と稱される富弼
の女婿となった。したがって知制誥のポストを辭退し龍圖閣待制、
知揚州から知江寧府に轉じ、のち翰林侍讀學士さらに翰林學士、知
開封府として召還された。一時、韓琦とあわず陝西安撫使さらに端
明殿學士・知太原府となったが、神宗朝に入り翰林學士に返り咲き
御史中丞を授けられた。王安石の新法に徹底的な批判を加え、ため
に王安石は邪説を行うものとして彼を黜けるよう願ったが、神宗は
逆に樞密副使に拔擢するという舉に出ており、その信任ぶりが伺え

る。熙寧三年九月、王珪より二箇月早く參知政事に進んだが保甲・
保馬兩法の施行にも反對の立場をとり王安石の憎みをあおった。折
しも時政を論じた選人鄭俠の上書に、馮京を宰相にとあつたのを政
敵の呂惠卿に彈劾され知亳州に轉じた。王安石が退いた熙寧九年十
月、知樞密院事として返り咲き元豐四年（一〇八二）までその地位
にあった。のち觀文殿學士・知河陽となり、哲宗のとき保寧軍節度
使・知大名府から彰德軍節度使、さらに中太一宮使兼侍講を授けら
れ、太子少師をもつて致仕している。本傳には史家としても名高い
范祖禹の馮京を評した「其の中立不倚の操は先帝に稱挹さる」の言
を載せるが、これは『資治通鑑』の編纂協力者で司馬光に近く、自
らも新法に反對した祖禹のことと割引いて聞かねばなるまい。そ
れにしても、是々非々を堅持しながら、しかも王安石批判の立場を
貫ぬいた人物といえよう。⁽²⁹⁾『瀟山集』一卷が傳えられる。なお成尋
入宋の頃、譯經潤文使として活躍していたのも彼である。

樞密副使諫議吳充（一〇二一—一〇八〇）は字を冲卿、諡を正憲（獻）
といい建州浦城（福建省）の人。進士に及第し穀熟縣主簿、國子監
直講、直集賢校理、判吏部南曹、開封府推官などをつとめ陝州・京
西・淮南・河東の各轉運使を歴任した。英宗のとき權鹽鐵副使、神
宗の初め知制誥となり同知諫院に任ぜられたが、彼の次子吳安持の
妻は王安石の娘という関係もあつて諫職を退き知審刑院となり、權
三司使そして翰林學士となった。樞密副使についたのは熙寧三年九
月。同五年二月からは蔡挺がこれに加わり、同八年四月には王韶と

入れ替るように樞密使に進んでいる。王安石が去った熙寧九年十月、代って同中書門下平章事となり王珪とともに宰相の位についた。姻戚の閉柄とはいえ王安石の新法に賛成せず神宗にしばしば「政事不便」を直言したといわれ、王安石と交替するや司馬光、呂光著、韓維、蘇頌ら舊法派の召還を願ひ出ており、孫覺、李常、程顥ら數十人を推挙している。ただし同列となった王珪に忌まれ、新法派の蔡確や張璪らの姦策にはまり、ストレスが昂じて元豐三年（一〇八〇）三月に退き、その四月、觀文殿大學士をもって没した。六十歳であった。³⁰

成尋は翌三月廿一日、この吳充の家に招待されている。

辰の一點、「梵才」三藏の馬を借り、西府第三座・吳樞密の家に行き向う。諫議は上卿なり。家中の議（儀）式は最も以て廣大にして侍人は多々なり。

通事と居間に通された成尋は日本の作法を、あるいは「悟示開入」につき、あるいは三觀・四教・五時など天台の教理を『法華經』の大旨について問答したのち、善美を盡した齋施をふるまわれている。

四

この時期における兩府の状況は、一體どのようなものであったのか。論じ盡された新法の中、比較的遅れて成立した市易法を敢て俎

成尋をめぐる宋人

上に載せれば、從來、富商らに握られてきた商品の流通機構や價格操作の宰領權を政府に取り上げて、中小の商賈を育成し民衆の生活を保護するとともに、魏繼宗の獻策にもとづき財政の立直しをはかる一石三鳥の狙いをもって、熙寧五年三月二十六日に制定施行されている。³¹まさに成尋らが明州に向けて舟山列島を航行中である。

汴京に市易務を置き、在京市易務提舉官に任命された呂嘉問のもと、内藏庫から支出された百萬緡を本錢として出發した市易法は、理想と現實、立前と實際とのギャップに振り動かされ、功罪相い半ばする経緯をたどった。その次第に關しては多くの研究があり冗舌を必要としない。神宗の御前で司馬光らと激論を闘わせた熙寧元年八月以來、制置三司條例司の創設をへて、二年の均輸法・青苗法・坐倉法・農田水利法、同三年の募役法・保甲法、四年には太學生の三舍法が行われてきたが、その都度、殿しい批判が噴出し、司馬光をはじめ祖法遵守を主張するグループとの間に論駁が展開された。そして今度の市易法、五月の保馬法の實施である。

すでに司馬光は許されて洛陽に閑居、富弼や韓琦、呂公著ら舊法派の首魁達も洛陽に集まり新法に對する無言の抵抗を示していた。その十月、かねがね新法に反對しつづけてきた文彦博は市易司が不當に官吏を遣わし、官自らが果物までも賣らせている事實を指摘し、これでは華州に山崩れが起りかねないとまで直言する。神宗の下問に對し王安石は、官が自ら果實を販賣したことはないと釋明し、「華州山崩」の譬を逆手にとって反論する。漢の元帝時代に日食が

あり、史高や弘恭・石顯の輩はその咎を蕭望之らに歸し、蕭望之らには恭・顯の徒に罪を歸したことがある。³² 王安石はこの話を持ち出しながら、文彦博らを弘恭・石顯に、蕭望之を自分になぞらえ、どこのつまり天意は蕭望之に味方するであろうと斷言する一幕があった。³³ 果實という一見些細な問題のようであるが、新・舊兩法黨の争いが集約された、いわば氷山の一角にすぎないのであり、文彦博と王安石の應酬に兩者の根本的な違いが如實に示されているように思われる。したがって事がこのまま終息するとは考えられない。果せるかな翌年正月十日、つまり成尋が兩府の面々と齋會を共にした一箇月前、この問題が再燃し文彦博と王安石が眞正面から激突している。昨年、官が果實を賣るに至っては「國體を損い、民の怨みを斂むる有り」と中止を乞うたが、現在に及ぶまでナシの礫である。陛下は小事として顧慮されないかも知れないが、つらつら思いますに「損する所は甚大」であるから決して手を染めるべきではない、というのが文彦博の申立てである。彼は「斯れ乃ち龍斷の事なり。聚斂の小臣が進^{えいじつ}を希いて妄りに作するものにして貧下を侵漁し累を朝廷に玷^かく」ものとまで極付けているのである。³⁴ 王安石はしかし財政の逼迫を引き合いに「直だ細民の久しく官中の需索に困しみ、又兼併の苦しむ所と爲るを以ての故に、立法を爲せしのみ」と反駁したため結局、文彦博の進言は退けられ王安石の勝利に終った。

その數日後のこと、涿州牒をめぐって意見の對立が表面化している。河北東路の雄州が容城・歸信の縣尉を巡歴せしめていることの

不當を訴える内容のものであった。これについて樞密院が北界つまり契丹の領土欲を疑い、不遜な態度には不遜をもって厳しく對處すべきであると斷じた。ところが北邊を刺激することを潔しとせぬ神宗は、過當な應報をひかえるよう命を下した。王安石も神宗に大賛成し、「北界未だ必ずしも占地の意有らず」と樞密院の主張に反論を加えている。これも樞密院に蟠まる文彦博、吳充そして蔡挺らに向けての、あからさまな反撥とみてよい。³⁵ 飽までも中華意識を奉じ、祖法のままに外交政策を展開しようとする文彦博らと、きわめて現實主義的な立場を堅持する王安石との間に、溝は深まるばかりであった。

人事面でもまた然りであった。齋會から十八日の二月二十七日、權度支副使・刑部郎中・集賢殿修撰の沈起を天章閣待制・知桂州に任ずることが決まった。王安石グループの人事である。當然のように反對の狼煙が上った。それは沈起が陝西轉運使のとき慶州の兵亂にあたり長安城にたてこもるなど、怯懦な振舞いがあったというのである。口火を切ったのは馮京であるが、これに對し、王安石は沈起の陝西における大過なしと強く辯護し「衆論の〔沈〕起を攻めること尤だ切なる所以の者は、蓋し、起が嘗て王韶と李師中の曲直を辨正せしを以ての故に、人の惡む所と爲りしのみ」とまで判じ、強引に反對を抑え込んでいる。³⁶

三月にはまた、王韶の經略にかかる熙河路香子城の攻防に、戦死した侍禁の田瓊父子、および彼の戦死した部下に對する賞賜をめぐ

って蔡挺・文彦博と王韶・王安石の間に應酬があり、神宗の裁定によつて王安石の議に軍配が上つた。⁽³⁷⁾ 成尋らが兩府の要人達と親しく言葉を交えた前後に限つてさえも、兩派の確執を物語る大小の事件にはこと缺かないのである。施行にうつされたばかりの市易法に、戦いを挑みつつある文彦博を主賓として、王安石を除く兩府の主要メンバーが來將軍の齋會に顔をそろえた。そこで一體なにが語られたのであろうか。王安石は招待されなかつたのか、彼が辭退したのかなど興味つきないシーンが巧まずして成尋の文章に活寫されている。異國の僧と佛義を談ずるさりげない姿に、政界における暗闘の激しさと、ひとときの安らぎを感得するのは過敏にすぎようか。

擊甕雖微志不卑 擊甕は微なりと雖も 志は卑ひげかららず
活人妙手壓群兒 活人の妙手 群兒を壓す
熙寧新法滔天水 熙寧の新法 天水を滔す
須待光生救溺時 須らく光生しほこうの溺を救うの時を待つべし

『翰林五鳳集』におさめる村庵すなわち希世靈彦(一四〇三—一八八)の「小兒擊甕圖」と題した詩一首である。宋僧惠洪の『冷齋夜話』に司馬光が水甕におちた小兒を救うため甕を撃いた話を載せる。これによる「小兒擊甕圖」が描かれたわけである。この圖を題材に救國の士司馬光の出現を待つと詠う五山の詩僧村庵には、王安石への正しい理解があつたか疑わしい。彼もまた王安石批判の立場をとつ

成尋をめぐる宋人

た代表的な一人である。最初の紹介者成尋は、果して兩派の争いをどう評價していたのであろうか。

註

- (1) 『山林風月集』卷中。なお一休には同題の詩が三首ある。
- (2) 『翰林五鳳集』卷六一
雇役經綸九鼎成 雇役經綸して 九鼎成る
趙家王爵鬻絲輕 趙家の王爵 鬻絲輕し
飢腸一夜鍾山雨 飢腸す一夜 鍾山の雨
臍噬平生呂惠卿 臍噬す平生 呂惠卿
- (3) 東一夫『日本中・近世の王安石研究史』(風間書房刊)第一編第一章。
- (4) 芳賀幸四郎『中世禪林の學問および文學に關する研究』。
- (5) 東一夫上掲書にさまざまの要因が検討されている。
- (6) 「成尋をめぐる宋人—成尋と蘇東坡—」參天台五臺山記割記二の一(『東西學術研究所紀要』二六輯)。
- (7) この書令史鄭某は、書式からすればあるいは「尙書如前長命戒驛」の前段に移行すべきであらう。
- (8) 『參記』卷二・熙寧五年六月五日條の杭州公移に「昨於治平二年内、往日本國買賣、學本國僧成尋等相識、至熙寧二年、從彼國敗(販載留黃等、杭州抽解貨賣」とある。
- (9) 『參記』卷二・熙寧五年六月五日條の台州帖に「客人陳詠稱、爲母親在當年老、無人侍養」とある。
- (10) 「今來欲候到明翔(州)刺頭、特乞開壇受戒、與前來小師賴緣等五人、同覓一船、往歸日本、所貴前達不虛約、二年間、却得廻信」とある。
- (11) 『宋史』卷二八六、『東都事略』卷五三、『宋史新編』卷八七。
- (12) 『宋史』卷三三七、『東都事略』卷七九、『宋史新編』卷一〇六。

- 『宋人軼事彙編』卷四三六。
- (13) 『元豐類稿』卷二、「王平甫文集序」、『後山集』卷二、「王平甫文集後序」。なお『臨川先生文集』卷九一の「王平甫墓誌」に六〇巻とある。
- (14) 『宋史』卷一六三・職官志・祠部郎中に「凡宮觀、寺院道釋、籍其名額、應給度牒、若空名者、毋越常數」とあり、同卷一六四・太常寺に「有判院、同知院四人、寺與禮院、事不相兼云云」とある。
- (15) 『續資治通鑑長編』(以下『長編』)卷二四八・熙寧六年十一月戊午條に「故事崇文院校書、二年乃除館閣校勘、安國以參知政事馮京王珪、薦其學行、故特有是命」とある。
- (16) 陸游『入蜀記』、『王荆文公詩』卷四の「題半山寺壁」學壁註、清水茂『王安石』(岩波書店刊、中國詩人選集二集第四冊)
- (17) 『宋史』卷三三一・馬仲甫傳には「熙寧初、守亳・許・揚三州、糾察在京刑獄、知通進銀臺司、復爲揚州、提舉崇福觀、卒」とある。卒年は『長編』卷三二〇に「元豐三年十二月丁亥、通議大夫天章閣待制馬仲甫卒」という。
- (18) 『參記』卷三・熙寧五年九月十三日條。
- (19) 『臨川先生文集』卷八三「揚州龍興講院記」。
- (20) 安藤更生『鑿真大和上傳之研究』第一章註一三。なお王安石と懸禮の交遊に關しては安藤智信「王安石に於ける方外の契」(『大谷學報』四七―二)があるが、惜むらくは成尋に言及されていない。
- (21) 『宋史』卷四七二・姦臣傳・蔡京傳、同卷四六八宦官傳・陳衍傳。
- (22) 『宋會要輯稿』七三・職官二五一―一、「同文館在延秋坊、熙寧中初置、以待高麗國進奉人使、舍宅二百七十八間、看館執役者二十二人、後減十二人。神宗熙寧七年正月、差入內侍省內東頭供奉官張士良、兼勾當同文館」。
- (23) 『長編』卷二五二、「宋會要輯稿」職官六一四三。
- (24) 『宋大臣年表』は五年二月に作るが、『宋史』卷三二八の本傳では五年二月丙寅に樞密使となっている。また『宋史』卷一九〇・兵志には淮東路經略使にあつたといひ、同卷一九五では五年五月にこのことを記すなど混亂がある。なお『東都事略』卷八二、『宋史新編』卷一〇七、『宋人軼事彙編』卷四九五、『韓南陽集』卷一五、「賜樞副右諫議大夫蔡挺赴闕詔」などを參看。
- (25) 『宋史』卷一九一・兵志。この時から王安石に目をつけられていたようである。同書卷一八二・食貨志には江西提點刑獄のとき鹽課問題でも才能を發揮したことをいう。
- (26) 白居易は二季の朋黨を嫌つて洛陽に隱棲したといわれる。『宋史』卷三二三・文彦博傳に「其在洛也、洛人邵雍、程顥兄弟、皆以道自重、賓接之如布衣交、與富弼・司馬光等十三人、用白居易九老會故事、置酒賦詩相樂、序齒不序官、爲堂、繪像其中、謂之洛陽耆英會」とある。司馬光の『司馬文正集』卷六五には「洛陽耆英會序」があり、王柏の『魯齋集』卷一一、「題九老圖後」や『吳文正集』卷三〇の「題耆英圖後」によつて何われる。
- (27) 『宋史』のほか『東都事略』卷六七、『宋史新編』卷九八、『宋人軼事彙編』卷三六一、『宋元學案』卷二などに傳がある。
- (28) 『宋史』卷三二二・王珪傳、『東都事略』卷八〇、『宋史新編』卷九八、『宋人軼事彙編』卷四八二、『宋元學案補遺』卷九六。
- (29) 『宋史』卷三一七・馮京傳。『東都事略』卷八一、『宋史新編』卷一〇一、『宋人軼事彙編』卷四八二、『宋元學案補遺』卷三などに傳があり、この頃のものとして『韓南陽集』卷一五「賜參知政事右諫議大夫馮京乞退聞不允詔」などもある。
- (30) 『宋史』卷三二二・吳充傳。同卷一六・神宗本紀。『東都事略』卷六三、『宋史新編』卷九八、『宋人軼事彙編』卷四八二、『臨川集』卷八一「祭吳侍中冲卿文」、『王魏公集』卷七「祭吳相公文」などを參照。
- (31) 『宋會要輯稿』食貨三七・市易・熙寧五年三月二十六日條の魏繼宗

の上奏。なお『長編』卷二二一、同年同月條。

(32) 『漢書』卷八・蕭望之傳。

(33) 『長編』卷三三九・熙寧五年冬十月丙戌「上謂王安石、文彥博稱、市易司不當差官、自賣果實、致華州山崩云」とある。

(34) 『長編』卷二四二・熙寧六年正月辛亥「樞密使文彥博言、臣近言市易司遣官、監賣果實、有損國體、斂民怨、乞廢罷、至今涉旬、未聞施行、切慮陛下以事小不卹、而臣愚以、所損甚大、決不可爲……云」とある。『宋會要輯稿』食貨三七・市易、

(35) 『長編』卷二四二・熙寧六年正月己巳條。

(36) 熙寧三年、知秦州李師中から王韶の曠田萬餘頃の不實を彈奏されて官一等を奪われた事件。『宋史』卷三二八・王韶傳。王韶は王安石の市易法を推進することに協力した。王韶の設置した秦州市易司が市易法の前身とみる説さえある（梁啓超『王安石評傳』、佐伯富『王安石』。なお式守富司「王安石の市易法」、『歴史學研究』六一下）参看。

(37) 『長編』卷一四三・熙寧六年三月丁未條。